

不当な契約は無効です！！～消費者契約法を知ってトラブルを防止しよう～

私たちは暮らしの中で、お店やネットショップで商品を買うなど、様々な**消費者契約**を結んでいます。しかし、消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があり、消費者が不利な契約を結んでしまうことがあります。消費者契約法は、消費者の利益を守るために平成12年にできた法律です。

消費者契約法には、このようなことが定められています。

取消し	不当な勧誘により契約をした時は、後から取り消すことができます。	無効	消費者の利益を不当に害する契約条項は、無効となります。
-----	---------------------------------	----	-----------------------------

例えば うそを言われた（不実告知）

「家の柱が腐敗しており、このままだと家が倒れる。補修が必要」と言われて修理をした。（実際は腐敗していなかった。）

例えば 消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項。



柱が腐っていてこのままでは危ない！！すぐ修理が必要です！！
（本当はそんなことないけど・・・）



受け取った商品に不具合があった場合にも、返品は一切できません。

確かに契約書に書いてあるけれど・・・



この契約、何かおかしい・・・と不安に感じたら、消費生活センターにご相談ください。

※消費者契約法の詳しい内容は消費者庁ホームページをご覧ください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/)



お金や暮らしの知恵を学びましょう！！

宮城県金融広報委員会

前回の10月号では、今後の生活やお金の見直しとして、人生3大資金の「大きなお金（教育・住宅・老後）」、3大資金以外の「日常生活のお金（医療費・保険など）」のうち「老後」について取り扱いました。

今回は「教育」について考えてみましょう。

○ 必ずかかるお金（学用品、学級費、見学・修学旅行費、高校教科書代など）の他、さらに「どこまでお金をかけるか」をよく考えてみましょう（公立か私立か、塾代・稽古代ほか）。大学生などは、「本人にどれだけ負担させるか」といった問題も出てきます。



○ 「お金を多くかけるほどよいというものではない」「奨学金などを利用させる方がよい」との考え方もあります。本人とよく相談しましょう。奨学金を利用させる場合は、計画的に準備させましょう。



「住宅」の見直しは12月号、「3大資金以外」の見直しは1月号に掲載予定です。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターのFacebookを開設しました！



本情報紙についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 格安をうたう模倣サイトにご注意！
- ◆ 「多重債務無料法律相談会」を開催します
- ◆ 消費者の皆様へ～知事及び市町村長からのメッセージ～
- ◆ 不当な契約は無効です！！～消費者契約法を知ってトラブルを防止しよう～
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2020

11 November
月号

第128号

格安をうたう模倣サイトにご注意！

有名なメーカー等のウェブサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売する模倣サイトによるトラブルが増えています。

相談事例

ネット広告に表示されていた有名家電メーカーのサイトで掃除機を注文したが、その後、商品到着予定日を2日過ぎても届かなかった。サイトにあったフォームから問合せをしても返信が来ず、注文した商品の配送状況も確認できないので、サイトの会社概要に記載されている問合せ番号に電話したところ、「それは模倣サイトだ」と言われた。どうやら正規のメーカーのサイトをそのままコピーした模倣サイトで、問合せフォームだけを変えたものらしかった。

★アドバイス★

トラブルに遭わないために、インターネット通販を利用する際は、下の項目を確認しましょう。

- 日本語の字体、文章表現がおかしい。
- 販売価格が大幅に割引されている。
(安くないから正規だとは言えないが、あまりにも安い場合は購入を控える)
- サイトURLの表記がおかしい。
(正規サイトのURL表記と少しだけ異なる、同URLの前後に別の文字が追加されている)
- 事業者の住所の記載がない。住所を調べると田畑や個人宅になっている。
- 事業者への連絡方法が、問合せフォームやフリーメールだけである。
- 利用規約等におかしな記載・不当な記載がある。
- サイト内のリンクが適切に機能しない。
- 可能であればインターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を調べる。



©宮城県・旭プロダクション

※詐欺、模倣サイトを完全に見分けることは困難です。少しでも不安に感じた場合は、購入をやめましょう。

「多重債務無料法律相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

県では、**多重債務問題の解決**へ向けて、法律の専門家である**弁護士**や**司法書士**が相談に応じる**相談会**を開催します。「数社から借入があり、今後の返済に困っている…」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…」などのお悩みを抱えている方は、ひとりで悩まずにご相談ください。**相談は無料で秘密は厳守します。**

事業者の方を対象とする相談会もあわせて実施します。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象とした「心の健康相談」も実施します。

相談会日程



開催日	会場	定員	
		個人向け	事業者向け
11月27日(金)	県庁	12人	4人
11月28日(土)	県庁	12人	4人
11月29日(日)	県庁	12人	4人

相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。
相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。（「心の健康相談」は別途）

●相談会の流れ●

①消費生活相談員による面談（30分）



②弁護士又は司法書士による法律相談（30分）



③消費生活相談員による事後相談など（30分）



1時間30分



☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。

申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

●個人の方

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

●事業者の方

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

予約受付期間 個人の方：令和2年11月1日(日)～20日(金)

(※祝日及び11月14日(土)・11月15日(日)を除く)

事業者の方：令和2年11月2日(月)～20日(金)

(※土・日曜日及び祝日を除く)

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

借金の問題は必ず解決できます！ぜひ、ご相談ください！

消費者の皆様へ

知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組めます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長
名取市長	角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長
東松島市長	大崎市長	富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長
村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長
松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	大衡村長
色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

《宮城県消費生活センターから臨時休館のお知らせ》

県庁舎の作業停電のため、11月14日(土)～15日(日)は臨時休館となります。

お急ぎの方は、消費者ホットライン188にご相談ください。

【仙南圏】

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

相談時間 平日 9時～16時

【大崎圏】

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

相談時間 平日 9時～16時

【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所
県民サービスセンター

☎0228-23-5700

相談時間 平日 9時～16時

【石巻圏】

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

相談時間 平日 9時～16時

【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所
県民サービスセンター

☎0220-22-5700

相談時間 平日 9時～16時

【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0226-22-7000

相談時間 平日 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。

ひとりで悩まず相談しましょう！

